

## 第6節 保険会社に対する検査（資料19-1-11参照）

### 生命保険会社に対する検査実施状況の概要

生命保険会社については、経営陣自らによる深度ある経営管理の遂行状況及び実効性ある内部管理態勢の構築状況、ソルベンシーマージン比率の正確性等、財務の健全性や保険募集管理態勢等について、重点的に検証を行った。

生命保険会社に対する検査については、平成15年6月30日現在、9社に対して検査を実施しており、そのうち5社に対して検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1社あたり平均して31.7日間の立入日数で、10.7人を投入している。

### 損害保険会社に対する検査実施状況の概要

損害保険会社については、生命保険会社同様、経営陣自らによる深度ある経営管理の遂行状況及び実効性ある内部管理態勢の構築状況、ソルベンシーマージン比率の正確性等、財務の健全性や保険募集管理態勢等について、重点的に検証を行った。

損害保険会社に対する検査については、平成15年6月30日現在、4社に対して検査を実施しており、そのうち3社に対して検査結果を通知している。

なお、検査に当たっては、1社あたり平均して24.3日間の立入日数で、10.0人を投入している。

### 検査結果の概要

検査（13検査事務年度に実施した検査を一部含む。）において指摘した主な事例は以下のとおりである。

#### 1. ガバナンスの発揮状況を含む内部管理体制

保険会社としてのガバナンスが備えられていないので、抜本的な改善措置を図る必要がある。

貸株取引において、経営陣は、実態把握を怠っており、株式相場への影響を通じて当社の保有株式全体に及ぼすリスクについて、認識していない。

#### 2. 法令等遵守態勢

保険業法に違反する不適切な行為が内部調査で明らかになったにもかかわらず、当局へ不祥事件の届出を行っていない。

団体保険において、団体構成員のチェックが不十分なことから、構成員外契約が認められる。

苦情処理について、自主点検や内部監査が有効に機能していないことや、苦情の定義があいまいであるため、苦情の処理状況が記録・報告されていない。

保険契約の確定精算について、チェック体制が不十分なことから、未清算となっているものが認められる。

### 3. リスク管理態勢

リスクの統合部署が、収益管理とリスク管理をともに所掌しており、リスク部署とした独立性や相互けん制の面で問題である。

リスク・リミットの設定が行われないうまま、仕組債等のハイリスク商品へ投資を行い、多額の含み損を抱えている。

事務リスクにおいて、全社横断的なリスク管理体制が整備されておらず、一元化したリスク管理が実施されていない。

コンティンジェンシー・プランに基づく訓練が未実施となっている。

### 4. 内部監査・外部監査等

内部監査において、業務管理や内部管理の適切性、有効性を検証する監査が行われていない。

営業拠点に対する監査は、事務取扱の点検が中心となり、保険募集を含むコンプライアンスやリスク管理に関する監査が未実施となっている。